

◇明細書発行体制加算のご案内

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査名の名称が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

◇医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算のご案内

当院は、マイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます。

◇外来感染対策向上加算のご案内

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱およびその他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入れを行っています。
一般の患者様と発熱患者様の導線をわけるため、受診前には必ず電話予約をお願いいたします。

◇時間外対応加算のご案内

当院では再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております。

- 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服用指導を行います。
- 病状に応じて、専門医師または専門医療機関への紹介をさせていただきます。
- 随時、健康診断の結果等の健康管理に相談に応じております。
- 保険、福祉サービスに係る相談に応じております。
- 診療時間外には当院の電話を院長の携帯電話に転送します。これにより夜間でも連絡を

とることができます。

※院長がやむを得ず電話に出ることができなかつた場合は留守番電話にメッセージを残してください。対応時間は平日の 22 時までとなります。

このような取組から再診時に時間外対応加算 3（患者様 1 名つき 1 回 3 点）を算定させていただきます。時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様に、日中の診療時間に受診した場合にも算定するものです。

◇夜間・早朝等加算のご案内

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても、また予約診療であっても、「夜間・早朝等加算」(50 点) の取り扱いとなりますので、予めご了承ください。

- ※ 平 日 午後 6 時以降
- ※ 土曜日 正午 12 時以降

◇一般名処方についてのご案内

当院では、後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

◇長期処方・リフィル処方箋についてのご案内

当院では患者さんの状態に応じ以下の対応が可能です。

- 28 日以上の長期の処方箋を行うこと
- リフィル処方箋を発行すること

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

◇長期収載品の選定療養費について

令和 6 年度の診療報酬改定に基づき、2024 年 10 月 1 日から長期収載品(後発医薬品がある先発医薬品)を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。

◆対象となる医薬品

- ・外来患者様の院外処方、院内処方
- ・後発医薬品が発売され、5 年以上が経過した先発医薬品(準先発医薬品も含む)
- ・後発医薬品への置き換え率が 50% 以上を超える先発医薬品

◆対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

◆自己負担額について

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内の最高価格との価格差の 4 分の 1

※別途消費税が課税されます

◇「ベースアップ評価料について」

令和 6 年 6 月から「ベースアップ評価料」がはじまります。(当クリニックも令和 7 年 3 月より)

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようとするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

◆「ベースアップ評価料」について

- ・看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和 6 年 6 月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ・これにより、6 月以降、利用者のみなさまの訪問看護療養費のご負担が上がる場合があります。
- ・このベースアップ評価料による訪問看護療養費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。